

公益財団法人小田原市体育協会ホームページ広告掲載取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「体育協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 体育協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 体育協会ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
 - (4) 青少年の健全育成に反するもの
 - (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (7) 体育協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの
- 2 前項各号に規定する広告の範囲は、別に体育協会ホームページ広告掲載基準に定める。

(広告の掲載順位)

第3条 掲載する広告の順位は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に事業所等を有するものに係る広告
- (2) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格)

第4条 広告の規格は原則次のとおりとする。

サイズ	縦160ピクセル×横440ピクセル
画像形式	GIF（アニメ不可）、JPEG、PNG

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は会長が別に定める。

(掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1か月を単位とし、12か月を限度とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は会長が別に定める。

(広告の掲載料)

第7条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は類似広告の市場価格等を勘案し、会長が別に定める。

2 第10条の規定により広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、前項の規定による掲載料（以下「広告掲載料」という。）を会長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、体育協会ホームページ等で公募するものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 会長は、公募を行うに当たって、第10条に規定する広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 掲載希望者は、体育協会ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告案の原稿を添えて、会長が指定する期間内に申し込むものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 会長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望者に、広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告主は、条件等を記載した承諾書（第3号様式）を会長に提出する。

(広告内容、デザイン)等の審査及び協議

第12条 広告の内容及びデザインについては、体育協会及び体育協会ホームページの信

用性等を損なうことのないよう、広告主と体育協会が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、別に体育協会デザイン等広告表現に関する基準に定める。

(広告内容等の変更)

第13条 代表者は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEB ページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの内規等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、体育協会ホームページへの広告の掲載が適切でないと会長が判断したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、体育協会ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第16条 掲載期間内に、体育協会の都合で体育協会ホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

(広告掲載料の返還)

第17条 会長は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告を体育協会ホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。
- 3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを代表者に対して保証するものとする。
 - 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(免責事項)

- 第19条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等を体育協会に請求しないものとする。
- (1) 体育協会のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止。
 - (2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他、体育協会のコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線の事故、損害による停止。

(リンク先)

- 第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに、体育協会に連絡するものとする。

(その他)

- 第21条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成29年9月1日から施行する。